

「大阪市退職者の外郭団体への再就職等に関するガイドライン」 改正概要

重要な改正内容は次の４点

① 「本市ＯＢの就任が必要と認められる外郭団体役員ポスト」いわゆる指定ポストの廃止

＝外郭団体役員ポストに大阪市が市ＯＢを推薦することは行わない
(11月13日財政総務委員会における市長答弁)

② 役職員の採用に際して、本市ＯＢ職員も対象とする場合は公募

③ 公募手続きは、役員の場合は二段階方式、職員の場合はハローワークの利用必須
＜改正後全文、１の（３）、（４）を参照＞

→役員の場合、まず、プロパー職員の内部登用、民間人の登用を検討

次に、本市ＯＢ職員以外を対象とした公募を先行して実施

それでも適任者が見当たらない場合に、本市ＯＢ職員も対象とした公募を行う

職員の場合、民間人と本市ＯＢ職員と一斉に募集してもよいが、
本市ＯＢ職員も対象とする場合は、ハローワークの利用必須

※本市ＯＢ職員を採用しない場合、二段階方式を取る必要はなく、ハローワークを利用する必要もない。

④ 公募情報は、団体ホームページに掲載し、大阪市ホームページとリンクさせる
＜改正後全文、１の（５）を参照＞

役員・職員いずれの採用の場合も、公募の場合は、本市ＯＢ職員を対象とするかどうかに関わらず、外郭団体のホームページに募集情報を掲載するとともに、大阪市ホームページにリンクさせることとする。

※以上の改正内容については

11月30日 市長説明、了承

12月 3日 外郭団体評価会議で了承